

議案第 30 号

三田市食育推進会議条例の制定について

三田市食育推進会議条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市食育推進会議条例

(設置)

第1条 本市の食育に係る施策に関し、関係団体等と連携して総合的かつ効果的な推進を図るため、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、三田市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 三田市食育推進計画（法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市における食育の推進に関して、重要事項を審議し、及び施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- (3) 教育機関及び関係行政機関の職員
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員

がその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議させるため、会長が必要があると認めるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験者、食育の推進に関係する団体の役員又は職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 会長は、推進会議の会議を招集し、その議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 推進会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、食育に関する事務を担当する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行後及び任期満了後最初に行われる推進会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。